

事務事業チェックシート

事務事業No 236 事業名 特別児童扶養手当事務事業

[長期総合計画]

分野別目標	4	誰もが安心して住み続けられる持続可能なまち
政策	9	将来に向かって希望の持てる福祉社会の形成
施策	3	障害のある人の自立と社会参加の推進
取組方針	4	障害のある人が安心して安全に暮らすことのできるまちづくり

事業種別	継続	
事業期間	～	
事業実施の根拠法令		
関連個別計画	和歌山市障害者計画	
担当課・担当課長 (Tel)	障害者支援課	西 喜彦 (435-1060)
関連課		

[事業基本情報]

事業区分(1)	事業経費	○	管理経費	
	その他			
事業区分(2)	自治事務	○	法定受託事務	
	その他			
会計・ 予算区分	会計		一般会計	
	款		民生費	
	項		児童福祉費	
	目		児童福祉総務費	
	大・事業		児童福祉総務事業	
事項		特別児童扶養手当事務事業		

1 事業概要及び実施内容

事業概要	事業目的 (「誰・何」をどういう状態にする) ための事業か) 心身障害児に手当を支給することにより、児童福祉の増進を図る。	事業内容 特別児童扶養手当の申請受理及び和歌山県へ進達する。				
	実施内容	平成26年度 受給者数751人	平成27年度 受給者数778人	平成28年度 受給者数852人	平成29年度 受給者数 人	平成30年度

2 事業コスト

事業費等 (千円)	平成26年度		平成27年度		平成28年度		平成29年度		平成30年度	
	当初予算	決算	当初予算	決算	当初予算	決算	当初予算	決算	計画	決算
事業費	2,691	2,602	2,764	2,458	2,764	2,983	3,133		2,839	
伸び率 (%)	-	-	2.7%	▲5.5%	0.0%	21.4%	13.4%	▲100.0%	▲9.4%	-
人件費	正規職員	2,302	2,487	2,484	2,526	2,484	2,426	2,484	2,484	2,484
	正規職員以外	322	5,236	5,236	5,669	5,236	0	5,236		360
	小計	2,624	7,723	7,720	8,195	7,720	2,426	7,720		2,844
国庫支出金	1,010	1,331	1,263	1,422	1,362	1,498	1,419		1,419	
県支出金										
市債										
その他						9				
一般財源 (税等)	1,292	1,271	1,501	1,036	1,402	1,476	1,420		1,420	
所要人数 (人)	正規職員	0.31	0.33	0.33	0.33	0.33	0.32	0.33		0.33
	正規職員以外	0.15	2.57	2.57	2.71	2.57	0	2.57		2.57
主な予算内訳	非常勤報酬1,764千円、非常勤職員社会保険料負担金301千円、賃金445千円、通信運搬費 209千円 等									

3 目標及び実績

活動指標	指標名	単位	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
			目標値	実績値	達成度 (%)	目標値	実績値
成果指標	受給者数	人	目標値	696	696	696	696
			実績値	751	778	852	
			達成度 (%)	107.5%	111.8%	122.4%	
			目標値				
			実績値				
			達成度 (%)				

4 事業の評価

評価基準					
[妥当性]事業のニーズはあるか	○	増加している		横ばい	減少している
[妥当性]事業手段は妥当か	○	現行の手段でよい		一部見直しが必要	見直しが必要
[妥当性]官民の役割は妥当か	○	市が行うべき		他の主体との協働も可能	市が行う必要性は薄れている
[妥当性]緊急的に取り組む必要があるか		急いで取り組む	○	中長期的に取り組む	緊急性は薄い
[有効性]更に効果が期待できるか		できる	○	あまりできない	できない
[有効性]成果目標はどの程度達成しているか	○	達成している(90%以上)		おおむね達成(70~90%未満)	達成していない(70%未満)
[有効性]上位施策への貢献度		重要かつ高い貢献度がある	○	一定の貢献度がある	貢献度は低い
[効率性]事業費を抑制できるか	○	できない		制約はあるが可能性はある	できる
[効率性]受益者負担の見直し		適正	○	負担は求められない	見直しが必要

5 今後の方向性 (担当課評価)

事業内容の方向性	充実				
	現状維持			○	
	縮小				
	廃止				
		ゼロ	縮小	現状維持	拡大
コスト投入の方向性					

担当課評価の根拠	特別児童扶養手当等の支給に関する法律に基づき、和歌山県への進達事務を継続していきたい。
見直し・改善内容	